「くらしの消費生活情報」

～霊感商法・開運商法にご注意を！～

人の不安や悩みにつけこみ、開運グッズや祈とうを次々と勧める事業者や占いサイトでのトラブルにご注意ください。

「３０年前に、宗教団体に入信していた時に、壺や本の購入、献金などで高額な支払をした。今からでも返金してもらえないだろうか。」

「ネットの広告で見た「無料占い」に登録をしたところ、鑑定士からメッセージが届く有料の占いサイトに誘導され利用するようになった。料金が高額になったので「やめたい」と鑑定士に返信したが引き止められ利用を続けてしまい、高額なお金を支払ってしまった。支払った料金を返金してほしい。」

・お金を多く払うことで運が開けたり幸せになったりするわけではないことを理解し、不安をあおるようなことを言われてもきっぱり断りましょう。

・購入した事実は取り消すことはできませんが、

あっせんの利用で、支払い総額のうち一部の金額の支払いで和解できた事例もあります。すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

■消費者ホットライン

ＴＥＬ(局番なし)１８８

※お住まいの市町村または県の相談窓口につながります。

なお、日曜、祝日の１０：００～１６：００は国民生活センターの相談窓口につながります。

■問／県民生活相談センター

月～金曜日　８：３０～１７：００

土曜日　９:００～１７：００（電話相談のみ）

ＴＥＬ　０５８－２７７－１００３

ＦＡＸ　０５８－２７７－１００５

※Ｗｅｂ検索＝岐阜県消費者の窓